

【学校感染症の出席停止期間に関する資料】

分類	感染症の種類	出席停止の期間
第一種感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルスであるものに限る）、特定鳥インフルエンザ（H5N1・H7N9）上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新型感染症	治癒するまで
第二種感染症	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第三種感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、マイコプラズマ感染症、その他感染症	症状により学校医その他医師において感染のおそれがないと認めるまで

※学校保健安全法第 19 条の規定により、生徒が「学校感染症」に罹患した場合は、医師の許可が出るまで出席停止の措置をとることになります。

出席停止の期間は、医師の指示に従って充分休養するとともに、感染予防に努めてください。

また、他の生徒への感染のおそれなくなり、登校できるようになりましたら、医師の「学校感染症治癒証明書」を提出してください。